

見 積 書

提出期限

令和7年12月5日

午後

5時

【案件番号：市活0711202】

収入印紙

契約の相手方

となった者は

貼付を要する

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 城東区長 吉村 悟 様

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額			百万			千			円
契約金額			百万			千			円
☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円									
☐ 免税事業者									

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称		芸術文化の薫るまちづくり事業「第19回城東区吹奏楽フェスティバル」舞台運営業務委託												
履行期間		契約締結日から令和8年3月27日まで				履行場所		別紙仕様書のとおり						
履行方法		別紙仕様書のとおり				その他								
明細書	名称		形状・寸法・摘要						数量					
	別紙仕様書のとおり		同左						同左					
(見積条項) 裏面のとおり														
本書のとおり契約を締結する。						支出科目	年度		会計					
1 契約方法 随意契約							0		7		0		1	
2 契約保証金 ☐ 契約金額の5/100以上 (金 円)							款		0		2		総務費	
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 号							項		0		3		区政推進費	
							目		0		3		区まちづくり推進費	
							節		1		2		委託料	
用途		芸術文化の薫るまちづくり事業				細節		0		0		委託料		
摘要														
決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員	起案 令和 . .							
							決裁 令和 . .							
							第 号							

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
 - (1) 大阪市契約規則第 38 条の規定による。
 - (2) 大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。（契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市区計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

仕様書

1. 業務名称

芸術文化の薫るまちづくり事業「第 19 回城東区吹奏楽フェスティバル」の開催における
舞台運営業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

3. 履行場所

城東スギタクレストホール（以下、「区民センターホール」という。）
大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号（城東区複合施設 2 階 城東区民センター）

4. 業務の概要

本業務は、令和 8 年 3 月 21 日（土）に区民センターホールにおいて開催予定の「第 19 回城東区吹奏楽フェスティバル」実施に際し、当区民センターホール舞台設備を用いた演出計画の策定及び当日の操作等の技術的役務を供するなど、下記①～④の業務を行い当該事業の円滑な進行に資するものとする。

5. 業務内容

①企画内容へのアドバイス等

（担当者会議への出席※基本 1 回・ただし受注者が必要と認める場合はこの限りではない。）

②出演校へ演奏内容・スケジュール等最終確認（出演順・リハーサルの基本調整は区で完了予定） （詳細は別紙 1 参照）

③当日運営進行表の作成及び出演校への周知

④進行・演出【前日会場設営（客席座席設置・舞台設営）・当日舞台運営（舞台運営・音響・照明等技術提供・出演者への指示・誘導）会場撤収（客席座席・舞台撤収）】※司会者への照明はピンスポットライトを使用すること。

6. 城東区民センター対象舞台設備概要

別紙 2 のとおり

7. 業務の管理

- （1）受注者は、本仕様書に基づき業務履行計画、実施体制、安全対策等の管理体制について策定し、本市に説明のうえ承諾を得ること。
- （2）受注者は、業務現場の内外を問わず、人命、財産に危害を及ぼさないよう細心の注意を払うとともに、必要な安全対策を講じ、適正に管理すること。
- （3）受注者は、業務の履行に際して大阪市区役所附設会館条例及び規則を順守すること。

8. 業務責任者

受注者は業務従事者より 1 名業務責任者を選任のうえ、次の業務を行わせること。

ア 業務内容を熟知のうえ、業務従事者を指揮・監督し、必要な指導を行い、迅速かつ円滑な業務の推進を図ること。

イ 委託業務に関連する事項について本市と協議し、その指示に従い、本市担当者と

の連絡調整を図ること。

9. 業務従事者

業務従事者については、下記の条件を満たすものであること。

- (1) 委託業務を履行するために必要かつ十分な知識・技能を有する者であること。
- (2) 委託業務履行にあたり、守秘義務の重要性を十分理解し、履行時に知り得た事項を他に漏らさないなど個人情報保護を遵守できる者であること。

10. 備品の貸与等

- (1) 本市は、委託業務の履行に必要な備品・機器について、本市が認めた範囲で、受注者に貸与または給付するものとする。
- (2) 貸与された備品については、委託業務以外の使用及び業務履行場所以外への持ち出しは禁止する。

11. 秘密の保持

受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また契約期間満了後、又は解除後においても同様とする。

12. 鍵の管理

- (1) 業務の実施にあたり、受注者が指定管理者より借り受けた鍵を紛失した場合は、指定管理者に確認の上、受注者の負担により錠の交換を行う。
- (2) 受注者は鍵をいかなる場合も複製してはならない。
- (3) 受注者は本市に無断で受託業務以外の目的に鍵を使用してはならない。

13. 業務報告等

- (1) 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、本市に業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 本市は、円滑な業務の履行に反する事実があった場合は、受注者に対して調査及び報告書を提出させ、改善を求めることができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

14. 経費の負担

本業務にかかる人件費及び使用する用具等の一切は、受注者の負担とする。

ただし、地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病（新型コロナウイルス感染症を含む）等により、開催の延期・中止・縮小する場合は、本市と受注者で協議のうえ、契約期間もしくは委託料を変更する契約変更を行う。

なお、契約変更の結果、経費の精算が必要である場合は、係る費用を支払うものとする。

15. 特記事項

- (1) 舞台設備については高度な演出が可能な反面、重大事故のインシデントを含むことから、施設指定管理者により別紙3のとおり注意事項が定められている。受注者は本注意事項について、疑義があれば応札前に「16. 施設指定管理者」に質すなどよく理解し、遵守のうえ本業務に臨むこと。本注意事項を遵守するための諸経費（舞台設備管理者の手配またはイベント損害保険加入料など）については受注者の負担とする。また、受注者は業務中に

生じた事故について、一切の責任を負うものとし、万一、会場等に損害を与えたときは、その損害を負うものとする。なお、舞台設備の操作にあたり本市所定の誓約書を提出すること。

- (2) 受注者は、当日の進行等について、本市及び指定管理者と十分な打合せを行い、指示にしたがうこと。また、指定管理者が必要と認めた場合は指定管理者による立ち合いを承諾すること。
- (3) 業務履行中に生じた本市仕様書に記載のない疑義が生じた際は、都度本市と協議を行うこと。
- (4) 受注者は、施設内の駐車場を利用する際は一般車両と同様に有料となる。

(参考) 有料駐車場 (1 階・屋根あり) 車高制限 : 3.2m

料金詳細 : 最初の 60 分まで 300 円 / 以降 30 分毎 200 円

- (5) 本イベントを中止すると判断した場合の対応について、城東区民センターが開館しており、区民センターホールが通常通り使用できる状況にも関わらず、災害発生等により発注者が開催を中止すると判断し、その旨受注者に連絡した場合は、発注者と受注者の双方協議のうえ委託料を支払うものとする。

1 6 . 施設指定管理者

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

電話 : 0 6 - 6 9 3 2 - 2 0 0 0

1 7 . 事業担当

大阪市城東区役所市民協働課 (市民活動支援グループ) (担当者 : 森・青堅)

大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号 (城東区役所 3 階 35 番窓口)

電 話 : 0 6 - 6 9 3 0 - 9 7 4 3

F A X : 0 5 0 - 3 5 3 5 - 8 6 8 5

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

個人情報等の保護に関する特記仕様書

（個人情報等の保護に関する受注者の責務）

- 第1条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）の趣旨を踏まえ、本書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報等の管理義務）

- 第2条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。

（秘密の保持）

- 第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、業務を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（目的外使用の禁止）

- 第4条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（外部持出しの禁止）

- 第5条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

（複写複製の禁止）

- 第6条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から書面による同意を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第2条を準用する。

(事故等の報告義務)

第7条 受注者の管理する個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかにその事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

2 第1項の事故により、以降の事務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(事実の公表)

第9条 発注者は、受注者が保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

別紙 1

【当日 3/21】

		A	B	C	D	E	F	G	H
時刻	内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
9:30	リハーサル	準備							
9:40		待機							
9:50		放出	待機						
10:00									
10:10			信愛	待機					
10:20									
10:30			鯨江	待機					
10:40									
10:50			堇	待機					
11:00									
11:10			城陽	待機					
11:20									
11:30			開明	待機					
11:40									
11:50			産大						
12:00									
12:30	休憩								
13:00	開場								
13:20		移動・待機							
13:30	開演								
13:35	本番	放出	移動・待機						
14:00		蒲生	移動・待機						
14:25		信愛	移動・待機						
14:50	鯨江	移動・待機							
15:15	休憩					移動・待機			
15:25	本番						堇	移動・待機	
15:50						城陽	移動・待機		
16:15								開明	移動・待機
16:40								産大	
17:05	終演								
17:30	撤収								
18:30									

城東スギタクレストホール音響設備

別紙 2

名称		数量	メーカー	型番	備考
音響操作卓（デジタルミキサー）		1 台	YAMAHA	LS9-32	32 入力
リモートコンソールユニット		1 台	TOA	D-2012C	
デジタルミキシングプロセッサー		1 台	TOA	D-2008SP	
デジタルパワーアンプ 150W×4ch		1 台	TOA	DA-150FH	
デジタルパワーアンプ 250W×4ch		2 台	TOA	DA-250F	
デジタルパワーアンプ 150W×4ch		2 台	TOA	DA-550F	
周辺機器 ワゴン	ラインコンバーター	1 台	タスカム	LA-80MKIII	
	ソリッドステートレコーダー	1 台	タスカム	SS-CDR200	
	CD プレイヤー	1 台	TOA	CD-50	
	ダブルオートリバースカセットデッキ	1 台	TOA	202MK6	
ミキサー ワゴン	リモートコンソールユニット	1 台	TOA	D-2012C	
	ラインコンバーター	1 台	TOA	LA-80MKIII	
	ソリッドステートレコーダー	1 台	タスカム	SS-CDR200	
	ダブルオートリバースカセットデッキ	1 台	タスカム	202MK6	
メインスピーカー		2 式	TOA	SR-H3L+SR-H2S	
サブスピーカー		2 式	TOA	SR-H3S	
サブウーハー		2 台	TOA	FB-120B	キャスター付
広指向性天井埋込型スピーカー		12 台	TOA	F-2351C	
ステージスピーカー		2 式	TOA	SR-F05+SR-L05	ドリー付
移動型スピーカー		4 式	TOA	SR-F05+ST-34B	スタンド式
デジタルワイヤレスチューナー		1 台	TOA	WT-D1804 (4ch)	同時受信 6 波 800MHz B 帯
デジタルワイヤレスチューナー		1 台	TOA	WT-D1802 (2ch)	
ダイナミックマイクロホン A		6 本	SHURE	SM57-LCE	
ダイナミックマイクロホン B		6 本	SHURE	SM58-LCE	
ダイナミックマイクロホン C		4 本	SHURE	SM58SE	
コンデンサーマイクロホン A		4 本	AKG	C451B	
コンデンサーマイクロホン B		2 本	AKG	C568B	
コンデンサーマイクロホン C		6 本	AMCRON	PCC-16	
ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）		6 本	TOA	WM-D1200	
ワイヤレスマイクロホン（ピン型）		6 本	TOA	WM-D1300	
マイクスタンド（卓上型）		6 本	TOA	ST-66A	
マイクスタンド（床上型）		4 本	K&M	ST-310F	
ブーム型マイクスタンド A		10 本	K&M	ST210B	
ブーム型マイクスタンド B		4 本	カナレ	ST259B	
16ch マルチケーブル		2 台	カナレ	161C10-E3	
16ch パラボックス		2 台	カナレ	16J12F12	

城東スギタクレストホール照明設備

【照明灯体類】(調光操作卓 50ch 最大制御調光回路数 512 回路)

名称	数量	回路	仕様	備考
第1 ボーダーライト	9	8	200W ミニハロ	舞台上前前方からの照明
第2 ボーダーライト	9	8	200W ミニハロ	舞台上部中央からの照明
第1 サスペンションライト	10	12	1000W ハロゲン平凸	舞台上部前方からの照明
	14	12	1000W ハロゲンフレネル	
第2 サスペンションライト	10	12	1000W ハロゲン平凸	舞台上部中央からの照明
	14	12	1000W ハロゲンフレネル	
アッパーホリゾンライト	64	8	300W ハロゲン	上部からホリゾン幕への照明 4 色配線
ローアホリゾンライト	9	8	300W ハロゲン×8 灯	床面からホリゾン幕への照明 4 色配線
天井反射板ライト1	20	3	53.5W LED	音響反射板天井からの照明
天井反射板ライト2	20	3	53.5W LED	音響反射板天井からの照明
天井反射板ライト3	10	3	53.5W LED	音響反射板天井からの照明
フロントサイドスポット	16	8	1000W ハロゲン平凸	下・上各4 客席左右から舞台への照明
ピンスポットライト	1	1	1000W クセノン	調整室から舞台への照明

【照明ケーブル類】

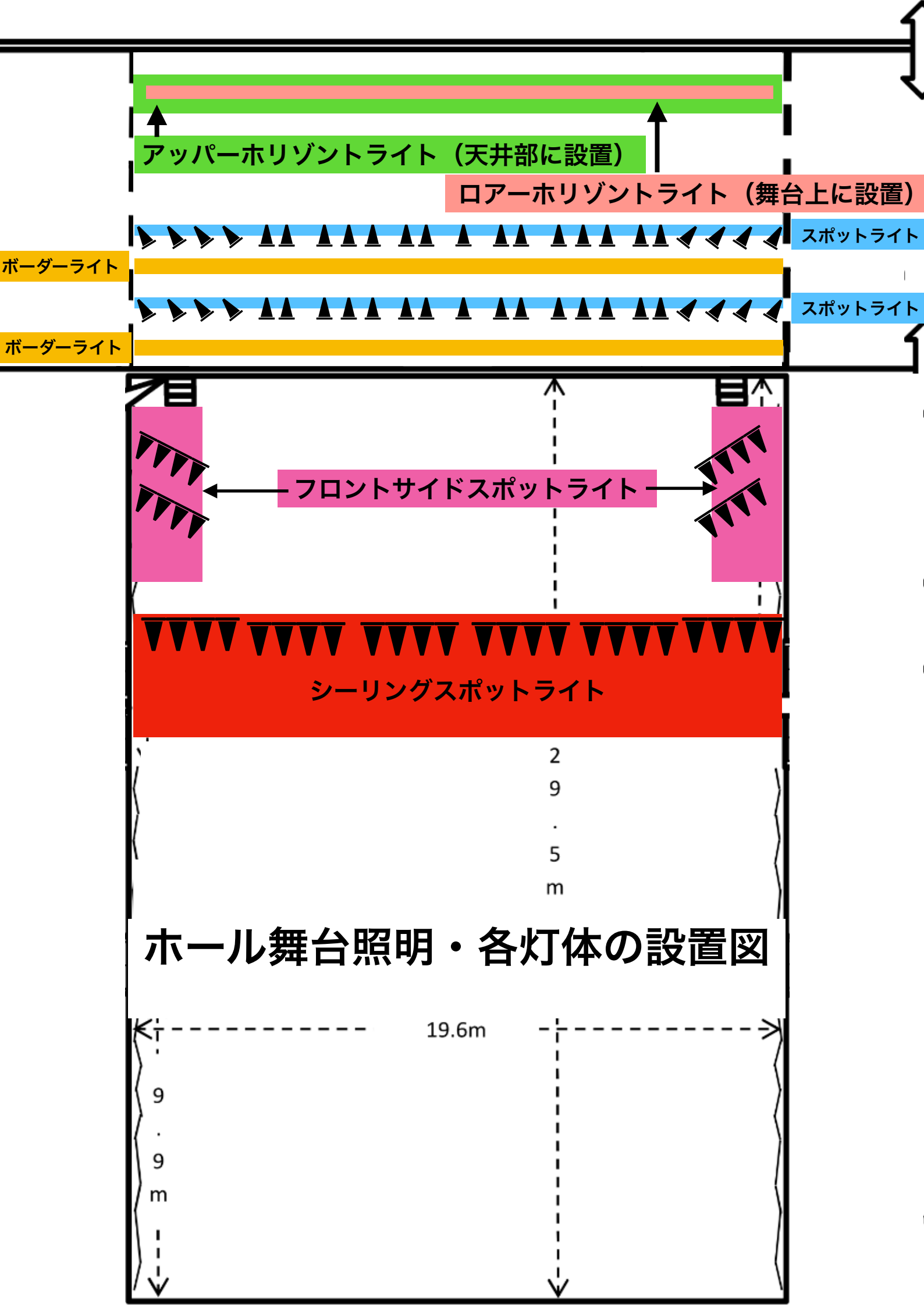
名称	数量	仕様	備考
延長ケーブル	1	C30-C30 - 10m	5.5° × 3C
延長ケーブル	1	C30-C30 - 5m	
延長ケーブル	1	C30-C30 - 3m	
延長ケーブル	1	C30-C20 - 10m	3.5° × 3C
延長ケーブル	1	C30-C20 - 5m	
延長ケーブル	1	C30-C20 - 3m	
延長ケーブル	1	C20-C20 - 10m	
延長ケーブル	1	C20-C20 - 5m	
延長ケーブル	1	C20-C20 - 3m	
延長ケーブル	1	C20-C20 - 2m	

【スタンド・ハンガー・操作棒】

名称	数量	名称	数量
ハイスタンド	2 本	ロースタンド	2 本
3 連トンボ	2 本	小ベース	2 枚
ボーダーハンガー	8 本	操作棒	2 本

城東スギタクレストホール映像設備

名称	数量	メーカー	型番	備考
プロジェクター	1 台	日立	CP-WU9410J	
マルチスイッチャー	1 台	興和	D-2012C	
ラインコンバーター	1 台	タスカム	D-2008SP	
BD / DVD デッキ	1 台	パイオニア	DA-150FH	
接続コネクターパネル	1 台			
RGB→5BNC 10m	1 台	イメージニクス	HDP-LD10	
ステレオミニ→RCA×2	1 台			2m
ダイレクトボックス	1 台	Radial	JPC	



【重要】特定舞台設備使用に際しての注意事項

①特定舞台設備と舞台技術者について

- ・城東区民センターのホールに設置されている以下の設備を**特定舞台設備**と呼びます。

「舞台音響設備、舞台客席照明設備、舞台機構操作盤、昇降式スクリーン、昇降式スクリーン用プロジェクター、反響板、吊りバトン、各種舞台幕」

・特定舞台設備を使用する際は設備保全や重大事故防止のため十分な知識と経験を有している専門家（以下、舞台技術者と言います）の手配が必要です。**舞台技術者以外（城東区民センター指定管理者を含む）は上記設備の操作を行えませんのでご注意ください。**

・特定舞台設備（舞台技術者の手配）が必要なイベントを行う際は、特定舞台設備と会館の保全のため、必ず利用者・舞台技術者・指定管理者の三者を交えた打合せを行い、イベント内容の精査や舞台技術者が知識と経験を有しているか確認を行わせていただきます。

（指定管理者がそれらを不適切と判断した場合や打合せを行えない場合は、区役所附設会館条例（裏面に参考条文記載）に基づき設備使用をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。また、設備が使用できないことによって生じた損害に対して、指定管理者は一切の補償と賠償の責を負いません）

・上記の精査を終えた後に、「特定舞台設備の使用許可」を出します。**「会館の使用許可書」を発行した時点では「特定舞台設備の使用許可」は出していないのでご注意ください。**

・打合せはイベント開催日の2ヶ月前を目安に案内のご連絡をさせていただきますので、必ず連絡を取れるようにしておいてください。

②舞台技術者の手配について

- ・舞台技術者の手配は利用者で行って頂きます。指定管理者は舞台技術者の手配を行いません。

・舞台技術者に心当たりがない場合は、**指定管理者にご相談して頂ければ舞台技術者を紹介させていただきます。**

・指定管理者が紹介する舞台技術業者は特定舞台設備に関する保守点検業務を行っており、後述の「舞台設備管理業務」も兼ねて行うことができるため、**指定管理者が紹介する舞台技術者に発注を行う場合は、舞台設備管理者の発注を行う必要はありません。**

・指定管理者に舞台技術業者の紹介を求める場合、イベント開催日の2ヶ月前までに下記問い合わせ先にお申し出ください。

・利用者と舞台技術業者との直接契約となるため、舞台技術者派遣料の見積や特定舞台設備の使用に関する相談はすべて舞台技術業者と直接行ってください。また、指定管理者が紹介する舞台技術業者との間で、契約が成立しなかった場合は別の業者を利用者自身で手配してください。指定管理者は関与しません。

③舞台設備管理者について

・利用者が独自で手配した舞台技術者が**特定舞台設備を使用する際**、特定舞台設備の保全と管理及び重大事故防止のため、指定管理者が紹介する舞台設備管理者の手配をお願いしております。**（舞台設備管理者の発注は任意のため、派遣料（人件費）は利用者の負担となります。指定管理者は設備管理業務を行えませんので、イベントの安全、円滑な運営のためにも派遣を推奨しております）**

・舞台設備管理者は舞台技術者に対し、特定舞台設備に関する説明や質問への回答、持ち込み機材等が問題なく使用できるかの精査、トラブル時の対応などを行うことで、イベントを安全、円滑に進行させるための設備管理業務を行います。

・舞台設備管理者の発注を行って頂ける場合は、発注や請求などの契約は打合せ時に行います。事前の見積やその他質問等は下記問い合わせ先にお問合せください。

④舞台設備管理者の発注をしない場合

・（別添）「城東スギタクレストホール舞台設備等使用申込書」に記載する確認事項に全て同意・承諾の上、使用していただく必要があります。

・利用者が手配した舞台技術者が、特定舞台設備等に対し損害を発生させた時の賠償責任の担保のため、**「イベント損害保険」**に必ず加入して頂きます。

・どのような「イベント損害保険」に加入するのかは利用者自身でご検討をお願いします。

・打合せ時に「イベント内容」「舞台技術者」「イベント損害保険の内容」を精査します。

・問題がないと判断した際は、「イベント損害保険の契約書の写し」と「舞台設備使用申込兼誓約書」を提出して頂きますので、「イベント損害保険の契約書の写し」を必ず打合せ時に持参してください。

・「誓約書」と「イベント損害保険の契約書の写し」の提出を拒否された場合は、区役所附設会館条例（裏面に参考条文記載）に基づき設備使用をお断りすることがございます。

・また、それに際して生じた損害に対し、指定管理者は一切の補償と賠償の責を負いません。

区役所附設会館条例【抜粋】

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代会館の施設の使用を許可してはならない。

(2) 建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代会館の施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代会館からの退館を命ずることができる。

(2) 前条各号に定める事由が発生したとき